

自転車もルールを守ろう

自転車安全利用五則

- ① 自転車は **車道が原則** ② 車道は **左側を通行** ③ 歩道は **歩行者優先**
歩道は例外 **車道寄りを徐行**



- ④ **安全ルールを守ろう**

- ⑤ **子どもは ヘルメット着用**



お知らせ

富士市内公共交通共通回数券の 令和3年度分申請が締め切り間近です！

対象者：平成29年4月1日～令和4年3月31日までに

- ① 運転免許を自主返納した方
- ② 運転免許が失効した方

上記のうち、令和3年度分の申請がお済みでない方は
令和4年3月31日までにご申請ください。

必要書類：上記①の方は「申請による運転免許の取り消し通知書」または
「運転経歴証明書」・有効期限が切れた免許証
上記②の方は有効期限の切れた免許証等、失効日を証明するもの

申請場所：・富士市役所3階市民安全課（即日交付）
・各地区まちづくりセンター（後日郵送）

「富士市内公共交通共通回数券」とは市内の公共交通機関で使用できる
5,000円分の券です。



富士市内公共交通
共通回数券

